

各 位

会 社 名 株式会社ジュピターテレコム  
代 表 者 名 代表取締役社長 森 泉 知 行  
(コード番号:4817)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2007年2月28日の取締役会において、「定款一部変更の件」を2007年3月27日開催予定の第13期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 事業内容の多様化および今後の事業展開に備え、現行定款第2条（変更定款案第2条）において、当社の事業目的を追加するとともに、規定の整理を行うものであります。
- (2) 周知性の向上および手続きの合理化を図るため、現行定款第4条（変更定款案第4条）において、当社の公告方法を電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (3) 定款に定めを設けることにより、株主総会参考書類等に記載または表示すべき事項に係る情報につき、会社法施行規則および会社計算規則に基づきインターネット開示をもって株主の皆様へ提供したものとみなすことが可能となったことに伴い、変更定款案第14条を新設するものであります。
- (4) 変更定款案第14条の新設に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第2条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 有線テレビジョン放送事業、有線ラジオ放送事業</li> <li>2. 電気通信事業法に基づく電気通信事業</li> <li>3. 放送法による<u>委託放送業務並びに通信衛星を利用した番組の供給事業</u></li> <li>4. 有線テレビジョン放送施設及び電気通信設備の設計、施工及び保守</li> <li>5. 有線テレビジョン放送及び電気通信に関する機器及びソフトウェアの開発、販売、賃貸及び修理</li> <li>6. 広告代理業務</li> <li>7. 出版物の発行及び販売</li> <li>8. 有線テレビジョン放送施設のチャンネル貸与に関する業務</li> <li>9. 画像、音声の収録スタジオ及びその付属機器の賃貸</li> <li>10. 放送関連技術者の指導、育成及び放送関連技術の開発、販売</li> <li>11. テレビ放送用映画、ビデオテープの輸出入に関する業務</li> </ol> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>12. 前各号に関する<u>事業を行なう会社に対する投資及びコンサルティング業務</u></li> <li>13. 前各号に付帯する業務及び関連する一切の業務</li> </ol>	<p>第2条(目的)</p> <p>&lt;現行のとおり&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.～2. &lt;現行のとおり&gt;</li> <li>3. 放送法に<u>基づく放送事業及び番組供給事業</u></li> <li>4. &lt;現行のとおり&gt;</li> <li>5. 有線テレビジョン放送、<u>放送</u>及び電気通信に関する機器及びソフトウェアの開発、販売、賃貸、<u>修理及び設置</u></li> <li>6. <u>イベントの企画及び制作、広告情報媒体の開発及び販売並びに</u>広告代理業務</li> <li>7.～11. &lt;現行のとおり&gt;</li> <li>12. <u>番組の企画及び制作</u></li> <li>13. <u>情報処理、提供その他の情報サービス業務</u></li> <li>14. <u>通信販売業務</u></li> <li>15. <u>金銭貸付業</u></li> <li>16. 前各号に関する<u>調査、企画、研究、開発、業務の受託及びコンサルティング業務並びにノウハウの</u>販売</li> <li>17. 前各号に付帯する業務及び関連する一切の業務</li> </ol>

<p>第4条(公告方法)</p> <p>当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法に <u>より行なう。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p style="text-align: center;">第14条～第37条 &lt;条文記載省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p>第38条(会社法施行に伴う経過措置)</p> <p><u>本定款変更は、会社法(平成17年法律第86号)の 施行日から効力を生じる。</u></p>	<p>第4条(公告方法)</p> <p>当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故 その他やむを得ない事由によって電子公告による公告 をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して これを行なう。</u></p> <p>第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみ なし提供)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、 事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示す べき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い インターネットを利用する方法で開示することにより、 株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第15条～第38条 &lt;現行のとおり&gt;</p> <p>〈削除〉</p>
--	--

以 上